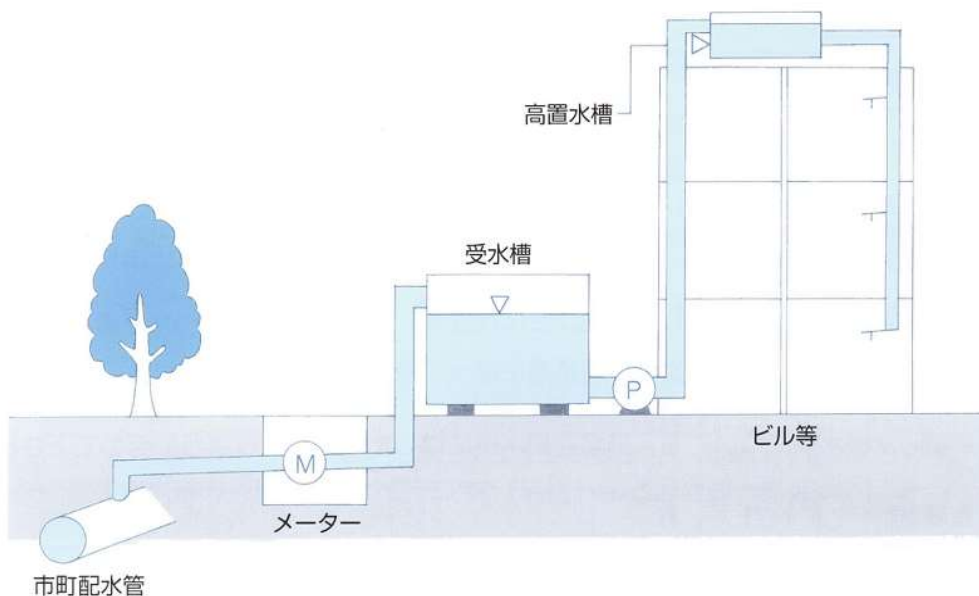


貯水槽水道の衛生管理について 簡易専用水道・小規模貯水槽水道

市町等の水道事業者は、水道法の水質基準に適合した水道水を責任を持って供給していますが、その責任の範囲は、給水管およびこれと直結している給水器具によって供給される水までとされています。したがって、水圧が不足する中高層の建物や、一時に大量の水を使用する施設で、水道水を一旦受水槽に受けてから給水している場合、受水槽以降の給水施設およびこれらの施設によって供給される水の水質については、ビル等の設置者が自らの責任において管理しなければなりません。

近年、受水槽における汚水や油の混入、錆や汚泥の沈積、ネズミや虫の侵入などを原因とした水質事故も発生しており、受水槽以降の給水施設やその水質について適正な維持管理を常に行う必要があります。



1 貯水槽水道とは

市町等の水道水のみを水源とし、受水槽方式によりビル、マンション等の飲料水を給水する施設をいいます。貯水槽水道は、以下のように区分されます。

「簡易専用水道」

受水槽の有効容量が**10立方メートルを超えるもの**をいいます。

水道法により適正な管理が義務づけられています(法第34条の2)。管理の詳細は2、3のとおりです。

「小規模貯水槽水道」

受水槽の有効容量が**10立方メートル以下のもの**をいいます。

簡易専用水道に準じた管理に努めるよう定めています。
(「滋賀県飲用井戸等衛生対策要領」、「各水道事業者供給規程」)

※なお、受水槽の有効容量が100立方メートルを超える場合、あるいは1日最大給水量が20立方メートルを超える場合は「専用水道」に該当することがありますので、担当部局にご相談ください。

2 貯水槽水道における管理の基準

○簡易専用水道については、次の管理基準に従って管理することが義務づけられています。

(水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条)

○小規模貯水槽水道についても、簡易専用水道に準じた管理を行うように努めてください。

管理事項	回数	管理業務の概要
受水槽・高置水槽の清掃	1年以内ごとに1回定期的に行う。	専門的な知識、技能を有する者に行わせるのが望ましい。 例えば、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称「建築物衛生法」)に基づき登録を行っている者。
受水槽・高置水槽の点検	定期的に行う。 また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに行う。	次のとおり点検を行い、異常を認めたときは速やかに改善する。 ○水槽の周辺は清潔か ○水槽に亀裂、漏水、腐食等がないか ○汚水等に汚染されていないか ○水槽に鉄サビ、藻の発生、水アカ等の沈積物等はないか ○マンホールの鍵は完全か ○マンホールに破損がないか ○マンホールの汚水流入防止、防錆は完全か ○オーバーフロー管、通気管の防虫網は完全か
給水栓における水質検査	定期的に行う。	末端給水栓水を透明なガラスコップに採り、次の検査を行い、異常を認めるときは、必要な項目について水質検査機関に検査を依頼する。 ○無色透明か(濁っていないか、色はついていないか、砂やさびが入っていないか) ○塩素臭を除く異臭味がないか(なまぐささ、かなげ、かび臭、油臭等の異常な臭味がないか) ○味がしないか ○残留塩素が異常に低くなっていないか
供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合		直ちに給水を停止し、その旨を利用者等に知らせるとともに、市役所、町役場、水道事業者等関係機関に連絡する。

3 貯水槽水道の定期検査について

簡易専用水道の設置者は、次の項目について、厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼して、簡易専用水道の管理に関し、定期検査(1年以内ごとに1回)を受けなければなりません。(水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条)

小規模貯水槽水道の設置者についても、同様に検査を受けるようにしてください。

項目	内容
1. 施設の外観検査	・簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無 ・水槽および周辺の清潔保持の状況 ・水槽内の沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無
2. 給水せんにおける水質検査	臭気、味、色、色度、濁度に関する検査ならびに残留塩素の有無
3. 書類の検査	次に掲げる書類の整理および保存状況 ア. 簡易専用水道の設備の配置および系統を明らかにした図面 イ. 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図 ウ. 水槽の掃除の記録 エ. その他管理についての記録 例:施設の定期、臨時の点検結果および補修改善措置、水質異常に伴う水質検査結果、給水の停止措置等

(注)建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用のある簡易専用水道にあつては、「現場検査」に替えて、厚生労働大臣の登録を受けた者に建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類および管理状況を示す書類を提出することにより書類検査を受けることも可能です。

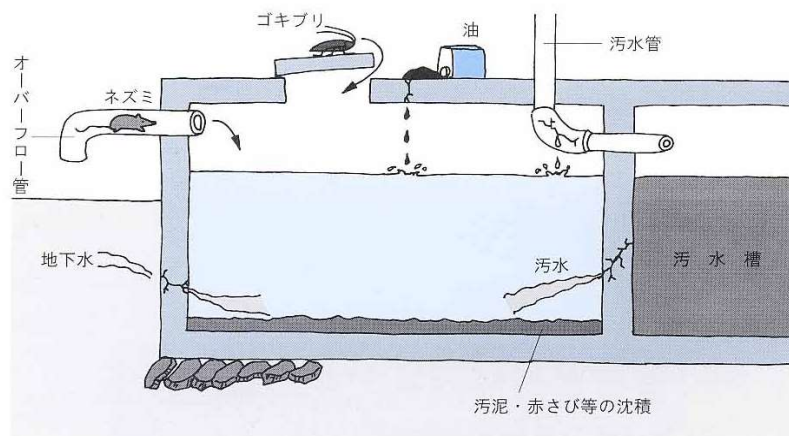
4 検査の結果について

1. 検査者から検査済み証を証する書類が交付されます。
2. 検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、検査者から当該事項について、速やかに対策を講じるよう助言が行われます。
3. 検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、検査者から助言を受け、**設置者自ら管轄市・町長にその旨を報告し、速やかに対策を講じなければなりません。**
ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合は、厚生労働大臣に報告してください。

○特に衛生上問題がある場合とは、次のいずれかに該当する場合は言います。

- (1)汚水槽その他排水設備から水槽に汚水もしくは排水が流入し、またはそのおそれがある場合
- (2)水槽内に動物等の死骸がある場合
- (3)給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- (4)水槽の上部が清潔に保たれず、またはマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- (5)マンホール、通気管等が著しく破損し、または汚水もしくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- (6)その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

〈水質事故の原因〉



5 貯水槽水道の設置者に対する指導監督等

簡易専用水道について、管理が管理基準どおり行われな問題があるときは、市・町長が、水の安全確保を図るために、改善の指示、給水停止命令ならびに報告の徴収および施設の立入検査を行うことができます。また、各水道事業体の管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができます。

6 罰則

簡易専用水道の設置者は、**年1回の定期検査ならびに給水停止命令および立入検査等に従わなかったとき**は、罰則が適用されます。

小規模貯水槽水道の設置者には罰則規定はありませんが、**簡易専用水道に準じた管理を行う**ようにしてください。

7 その他

- (1) 一般には貯水槽水道の設けられている建築物等を所有している者をいいます。したがって、当該建築物の管理について第三者に委託している場合であっても、貯水槽水道の管理義務は当該設置者に課せられます。
- (2) 簡易専用水道を設置する場合、廃止する場合、届出内容に変更がある場合には届出が必要となりますので、管轄の市役所、町役場の担当部局あて速やかに届け出てください。
- (3) 小規模貯水槽水道の届出については、市町により取扱いが異なりますので、管轄の市役所、町役場の担当部局にお問い合わせ下さい。